

「大学発バイオベンチャー協会からの提言」  
に関する文部科学省の取組

平成16年5月

① 大学発ベンチャー創設・支援は社会に対する大学の使命であることを明確にし、利益相反の概念とルールを整備する。(国からの何らかの助成が必要な場合も生じると思われる)

- (1) 大学発ベンチャー創設・支援については、「新時代の産学官連携の構築に向けて」(科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会)等において示されているとおり、大学の使命である「社会貢献」の重要支柱と考えており、政府全体として平成14年度からの3年間で累計1000社の設立を目指すなどの施策を進めている。
- (2) 利益相反の概念やルール整備については、科学技術・学術審議会のもとに設置した委員会において平成14年11月に報告書を取りまとめ各大学等に周知しているとともに、利益相反のマネジメント体制について、東北大学に研究を委託し報告書を取りまとめたところであり、各大学等に周知する予定である。今年度も大学と共同で参考となるモデル事例作成の研究を実施する予定である。
- (3) また、平成15年度より開始している「知的財産本部整備事業」の一環として、利益相反に対応するための各大学等におけるルール整備等を促進しており、その成果を各大学等へ情報提供している。

#### <取組事項>

##### ○「新時代の産学官連携の構築に向けて」報告書の作成・周知

科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会において、大学における産学官連携の重要性や組織的取組の必要性などを内容とする報告書をまとめ各大学等に周知。(平成15年4月)

##### ○「利益相反ワーキンググループ報告書」の作成・周知

科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会のもとに設置したワーキンググループにおいて、利益相反への対応に関する基本的考え方や対応方策の方向性などを内容とする報告書をまとめ、各大学等に周知。(平成14年11月)

##### ○国立大学法人法の規定整備

国立大学法人法(平成15年7月)において、国立大学法人の業務として「研究の成果を普及し及びその活用を促進すること」を規定し、大学が主体的に技術移転やインキュベーション業務を行うことを明文化。

##### ○利益相反に関する研究の実施

東北大学に研究を委託し国立大学法人における責務相反・利益相反マネジメント制度の構築と運用についての研究を実施し報告書を取りまとめたところ。(平成15年度)

##### ○知的財産本部整備事業の実施

平成15年度より「知的財産本部整備事業」を開始し、43件の大学等を選定。選定された大学等においては、利益相反への対応のため基本的考え方やルールの整備等を進めている。(平成16年度予算26億円(24億円))

○知的財産本部整備事業成果の情報提供

知的財産本部を整備している大学等の検討状況を調査し、その成果を各大学等に情報提供。(平成16年1月、4月)

② 大学発バイオベンチャー育成のための研究費の更なる充実

- (1) 大学発ベンチャーの創出・育成は、大学の研究成果を社会還元するために重要な手段と考えており、政府として、「大学発ベンチャー1000社計画(～H16年度)」の実現を目指し、各種の推進方策を講じているところである。
- (2) 具体的には、ベンチャーによる大学研究施設・設備の利用の円滑化等を進めているとともに、平成14年度より、大学の研究成果を基に大学発ベンチャーを起業するために必要な研究開発を支援する制度を推進している。
- (3) また、「基礎研究」から「企業化」の間の研究開発資金不足(いわゆる「死の谷」)を克服し、大学発ベンチャー創出及び事業展開に必要な研究開発を一貫して支援するため、平成16年度予算において、経費の拡充を図っている。  
(平成15年度：23億円⇒平成16年度：43億円)

<取組事項>

○大学発ベンチャー創出推進のための事業 H16年度予算43億円(23億円)

- ・文部科学省 : 平成14年度～平成16年度 16億円(18億円)
  - ・科学技術振興機構 : 平成15年度～ 27億円(5億円)
- (平成15年度新規採択分より科学技術振興機構において実施)

③ 大学発ベンチャーが共同で利用できる研究施設などの研究環境の整備

- (1) 大学発ベンチャーは、起業後経営基盤が弱いことも多く、一般的な企業支援の対象となるまでの間、きめ細かな支援施策が必要と考えている。
- (2) 大学発ベンチャーが国立大学の施設を利用できるよう制度の改善(国有財産法に基づき使用許可ができる範囲に大学発ベンチャーを加えた(平成14年6月))を行うとともに、大学発ベンチャーが研究開発や事業活動を円滑に実施するための施設を整備してきている。
- (3) なお、法人化後の国立大学所属財産については、国有財産法等の規定が適用

されないことから、基本的に各大学の主体的判断によって施設の利用を進めることができることになっている。

<取組事項>

○大学発ベンチャーの国立大学施設の使用可能化

起業の準備活動を行う又は起業後間もない大学発ベンチャーに対し、国立大学施設の使用を可能とした。(平成14年6月)

○インキュベーション施設の整備

大学発ベンチャーが研究開発などを行うことができる施設を整備。(23国立大学に整備)

④ TLOの更なる充実とともに専門性の高いTLOの設置を考慮する。優れた特許についてはその手数料を研究費から充当できるよう下部組織にも徹底する。

(1) 大学等技術移転促進法(平成10年8月)に基づき、現在まで37のTLOを経済産業省とともに承認してきているほか、TLOの大学施設の無償使用を可能とし、大学研究者のTLO役員兼業等の支援も行ってきている。また、今後新たなTLOの設置や専門性に応じたTLOの設置が計画され承認申請を受けた場合には、大学との連携状況や事業計画の妥当性などを確認したうえで速やかに承認する。

(2) 大学等における特許の手数料については、科学研究費補助金などの競争的資金の間接経費を特許等関連経費に使用可能であることの明確化を図るとともに、科学技術振興機構(JST)を通じ外国特許等取得のための支援を行っている。

<取組事項>

○TLOに対する支援

TLOが国立大学等の施設を無償で使用できるよう措置(平成12年 産業技術力強化法)

○間接経費の特許等関連経費使用の明確化

競争的資金の間接経費を特許等関連経費に使用できることを明確にするため、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(関係省庁申し合わせ)」を改定する予定。なお、科学研究費補助金では、交付内定通知や「科研費ハンドブック」において、間接経費を特許出願経費等に使用できることを明示している。

○外国特許等取得支援事業の実施

科学技術振興機構(JST)において、大学等の機関帰属特許等について外国に出願する場合の経費を支援。(JST:H16予算24億円(16億円))

## ⑤ 特許移転のルール化・簡素化

- (1) 特許等知的財産の効果的な活用を促進するため、政府として知的財産を機関帰属させる方針を示しており、文部科学省としても機関帰属や移転ルールに関する基本的考え方について報告書をまとめ各大学等に周知している。
- (2) また、各大学等における知的財産に関するルールの整備等を促進するため、平成15年度より「知的財産本部整備事業」を開始するとともに、その成果を各大学等へ情報提供している。

### <取組事項>

#### ○「知的財産ワーキンググループ報告書」の作成・周知

科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会のもとに設置したワーキンググループにおいて、知的財産の帰属の見直しと組織的管理・活用の在り方などを内容とする報告書をまとめ各大学等に周知。(平成14年11月)

#### ○知的財産の管理・活用の具体的な在り方に関する研究の実施

東北大学と共同して知的財産の管理・活用の具体的な在り方に関する研究を実施し報告書を取りまとめ、各大学等に周知予定。(平成15年度)

#### ○知的財産本部整備事業の実施

平成15年度より「知的財産本部整備事業」を開始し、43件の大学等を選定。選定された大学等においては、的確な知的財産の創出・保護・活用のため基本的考え方やルールの整備等を実施。(H16予算26億円(24億円))

#### ○知的財産本部整備事業成果の情報提供

知的財産本部を整備している大学等の検討状況を調査し、その成果を各大学等に情報提供。(平成16年1月)

## ⑥ 知財本部の更なる充実を進める。

- (1) 平成15年度より知的財産本部整備事業を開始しており、現在43件の大学等の整備事業を支援しているところである。平成16年度以降も引き続き事業を継続していくとともに、事業成果を各大学等に情報提供することとしている。
- (2) 知的財産本部は、大学が知的財産サイクルのスタートとして十分機能していく上で重要なものとして認識しており、平成16年度予算においても、知的財産本部間の連携強化や情報発信を図るための経費を増額しているところである。

<取組事項>

○知的財産本部整備事業の実施

平成15年度より「知的財産本部整備事業」を開始し、43件の大学等を選定。選定された大学等においては、的確な知的財産の創出・保護・活用のため基本的考え方やルールの整備等を進めている。(H16予算26億円(24億円))

○知的財産本部整備事業成果の情報提供

知的財産本部を整備している大学等の検討状況を調査し、その成果を各大学等に情報提供。(平成16年1月)

⑦ バイオベンチャー企業との共同研究を含め知財の帰属に関するルールづくり(文科省の案文に従い権利を五分五分と決めてかかるのではなく、柔軟に対応する)

- (1) 大学の研究成果については、原則として機関帰属とすることとしている。
- (2) 共同研究を含め知的財産の帰属に関するルールについては、法人化後は各大学において柔軟なルールを策定することとなる。
- (3) 知的財産本部整備事業においても、共同研究や知的財産に関するルールづくりを進めており、その成果を各大学等に情報提供することとしている。

〔 文部科学省で作成した共同研究契約書の様式参考例においては、共同研究の結果生じた知的財産の持分について五分五分とは決めておらず、大学等と企業等との協議により定めることとしている。 〕

<取組事項>

○共同研究・受託研究契約書の様式参考例の作成

企業等からの要望を踏まえ、知的財産の取扱いなどを明確にした契約書の様式参考例を作成し大学等に周知。(平成14年4月)

○知的財産本部整備事業の実施

平成15年度より「知的財産本部整備事業」を開始し、43件の大学等を選定。選定された大学等においては、的確な知的財産の創出・保護・活用のため基本的考え方やルールの整備等を実施。(H16予算26億円(24億円))

⑧ 大学は知財となる業績を重視し、人事評価の基準に入れる。

- (1) 法人化後の国立大学職員には国家公務員法等の規定は適用されないことから、国立大学法人における人事制度については、各国立大学法人が、規制の大幅な緩和と大学の裁量の拡大という法人化の趣旨を踏まえつつ、自主的・自律的に

決定することとなる。

- (2) 人事評価の基準についても、各国立大学法人が、自らの人事戦略等に基づき、自主的・自律的に決定することとなるものであり、例えば特許の取得の状況などを、人事評価の際の参考とすることはあり得るものと考えている。

#### <取組例>

横浜国立大学では、「知的財産ポリシー」において「届出のあった職務発明で所定の要件を満たすものは、大学及び技術移転機関等の外部機関が権利を承継するかどうかにかかわらず、届け出た教職員の業績評価の対象とする。」と定めているところ。

#### ⑨ バイオベンチャー企業が研究開発のために、大学の施設を利用する場合のガイドラインの作成。

- (1) 平成14年6月、大学発ベンチャーが国立大学の施設を利用することができるように制度を改善し、あわせて利用できるベンチャーの基準について定め、各大学等に周知している。
- (2) なお、法人化後の国立大学においては、他機関への施設利用の基準等を各国立大学法人が自主的・自立的に策定することになるが、その策定にあたっては、現在の取扱を参考としつつ、より柔軟な基準等となるよう奨励していきたい。

#### <取組事項>

##### ○大学発ベンチャーの国立大学施設の使用可能化

###### <使用許可を認める大学発ベンチャーの範囲>

- ① 創業を行った個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない者であり、かつ当該国立大学等に係る次の(1)又は(2)の事業を行う場合
- ② 創業を行ったことにより設立された中小企業者であって、その設立の日以降5年を経過していない者であり、かつ当該国立大学等に係る次の(1)又は(2)の事業を行う場合
- ③ 1年以内に創業を行おうとする個人であって、かつ当該国立大学等に係る次の(1)又は(2)の事業を行う予定を有し、その準備活動を行う場合
  - (1) 承認事業者から大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第二条に定める特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けた場合又は認定事業者から同法第十二条及び第十三条に定める国立大学等における研究成果の移転を受けた場合であつ

て、当該研究成果に係る事業

(2) (1)に該当しない国立大学等の研究成果に係る事業

⑩ 大学及びバイオベンチャー相互の利益を守るための方策の一つとして、例えば、国立大学のベンチャー企業の株式の保有を認め、ロイヤリティの払いなどに活用できるように検討するとともに、利害の共通化を図る。

(1) 国立大学法人法において、研究成果の活用を促進する事業者に出資できるように規定し、具体的な出資対象は政令で承認TLOと定めている。

(2) 国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得については、総合規制改革会議においても今後の検討とされているところであり、文部科学省としては科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会において検討を行っている。

#### <取組事項>

##### ○国立大学法人法に出資に関する規定を整備

国立大学法人法（平成15年7月）において、法人の業務として、技術に関する研究成果の活用を促進する政令で定める事業を実施する者に出資することを規定し、国立大学法人法施行令（平成15年12月）において、具体的な出資対象を承認TLOと規定。

#### <参考>

##### ○規制改革・民間開放3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）抜粋

国立大学法人の研究成果の活用に関する自主性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分野への移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得について、業務の自己増殖的な膨張の防止に十分留意しつつ検討し、結論を得る（平成15年度中に検討開始、遅くとも16年度中に結論）

⑪ 個人又は企業からの私立大学への奨学寄附金を非課税とする方式を明確にする。

(1) 私立学校（学校法人）への寄附金に対する措置として、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附金について、個人からの寄附の場合には寄附金控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠で損金算入が認められている。さらに、日本私立学校振興・共済事業団を通じる寄附金で私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの（受配者指定寄付金）について、企業等は寄附金全額の損金算入が認められている。

(2) 文部科学省においては、このような非課税措置について各種会議等を通じて周知に努めているところである。なお、日本私立学校振興・共済事業団においても、受配者指定寄付金について手引きを作成し、関係者に配布するなど周知に努めている。